

	意見・提言・感想等	回 答
1	きりゅう議会だよりについて No. 284 市議会だよりを拝見して非常に見やすく、普段から議会に接していない私にとっても内容を簡単に理解することができました。新しい議場への道のりについても写真を載せて分かりやすく示されておりさらに議場の写真もありぜひ一度新しい議場に足を運んでみたいと感じました。また一般質問についてはまず一般質問が何なのか、どのようなルールなのかが一番最初に目に留まるように書かれており大変分かりやすかったです。また 2 次元コードも記載されており実際の様子を見ることができ大変勉強になりました。（今回の議会だよりではありませんが以前に発行されたものを友人らとスマートフォンを使って一緒に拝見して議会の雰囲気味わうことができました。） 一般質問の内容としては災害対策のための予算といった大きなことからネーミングライツの拡充などコアなものまでいろいろなことが話されているのだと知りました。特に大学で土木環境について学んでいるためネーミングライツの拡充に関する提案には大変興味を持ちました。歩道橋やカードレールを安全な状態で保つことは大変重要だと感じています。あまりそういったことに予算をつかえないということも考えられることだと思います。そのため今回の提案は大変良いのではないかと思います。しかし市としての見解も共感できると思います。ぜひ大学内でも話しあってみたいと感じました。 また園田議員の 103 万円の壁の見直しに伴って税の減収が見込まれるという提案に関しても大変興味を持ちました。学生間ではよく「アルバイトがしやすくなる」ということで話をしますが市としてはいいことばかりではないのだと初めて知りました。ぜひ自分でも色々と考えてみたいです。 もしページ数などに余裕がありましたら、誰がどのようなことを話したのかを簡単に最初のページなどにまとめてもらえると良いのではないかと思います。また一般質問のページにイメージ等の写真が大きく記載されていましたがもう少し小さくして質疑の内容を示す文字の部分を大きくされても良いのかと思いました。 市に関するだけでなく社会について知り、考える良い機会になりました。ぜひ群馬大学内にも何部か置いていただければ嬉しいです。よろしくお願いします。	ご意見をいただき、ありがとうございます。 2 次元コードもご活用いただき、大変有り難く思っております。 議会だよりへのご提案に関しましては、改善が可能な部分については前向きに取り組んでまいります。

ゴミを出せない、出してはいけない？ 地域住民の中で、自治会活動に不参加（非協力的？）の方の扱い方について。 1) 自治会で設置しているから 2) 自治会に加入していない者は 3) 自治会の許可が無ければゴミを出せない。 4) 自治会費を支払え。 だとすれば、ゴミを出したい時にはどうしていますか？ A) 厚顔で地域指定のゴミステーションに出し置く。 B) 自分、独自でゴミ焼却場等に持ち込む。 C) 路傍、野原などに不法投棄をする。 D) 自分の家屋、敷地内に留め置いて、ゴミ屋敷にする。 解決策, (事案提言) 1) 自治会費を納めない、加入したくない出来ない理由がある？ 2) 自治会に参加 加入していなくても市民である、市県民税を支払っているか否かに関らず、地域住民には変わりが無い。 3) 住民である以上は、最低限でも健康的な生活を保障されているのが生活保全保護の一環と観るべきであろう。 4) 既存の自治会員＝自治会費を支払っている、と言えどもあくまでも自由参加の独自任意団体であるので、強い強制力があるとは言えない。 5) 市の広報、配布物、等を市行政は地域の善意の協力を得てしての形態で、各家庭に配布ゆき渡らせているが、是はあく迄も自治会が在るので利用している、協力をしてもらっている、だけであって、本来は市としての責任において、広報などの配布物は、市で独自ルートでの配布が望ましいのであるから、	ご意見をいただき、ありがとうございます。参考にさせていただきます。
---	---

6) 自治会に加入することが、自治会費を支払っていることが、自治会行事に参加していることが絶対の条件であってはならない事は明白である。配布しなければ成らない。除外不可。 7) 上記理由によって市広報や配り物について、独自任意団体に加入していないことを理由にの住民差別とも受け取れる行為を成すことは禁止されるべきである。区長役員の意識改善が要 8) 市議会においても、自治会未加入宅のゴミステーションの利用の可否についての案件が取りざたされてきているが、ならば、暫定的、試験的にではあるが、現在の既存ゴミステーションの傍らにのゴミ出しを容認する、出来れば既存自治会員と同様にのステーションの利用を、「寛容の精神を以て見守る 広報なども配布する」大きな心を以て地域自治の発展と衛生概念にも貢献するが宜しかろう。 9) ゴミの出し方が解らなければお教えして、ゴミ袋が無ければ自治会費で購入したゴミ袋を差し上げて、温かな心 慈悲の心を以て接し、やがては独自でゴミ袋も購入し自治会にも加入していただけるかなという期待を持って、心豊かなご近所付き合いと成すが宜しかろう。 10) 自治会員では無い事を理由に、任意自治会で設置したゴミステーションを使用することを非加入者だからと云って拒むことをしてはならない。 11) 慈恋の御手を地域全員で。願わくばやがては自治会員に成っていただけることを祈念する大きく広い心を。	
---	--